

収 入 基 準

(令和3年7月1日適用)

収入の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{入居者及び同居者の過去1年間における} \\ \text{総収入額から必要経費(給与所得者} \\ \text{の場合は、給与所得控除額)を控除し} \\ \text{た額の合計額} \end{array} \begin{array}{l} \text{※(下記『注』参照)} \\ \text{— 該当する各控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{12} = \begin{array}{l} 158,000\text{円} \\ (259,000\text{円}) \end{array}$$

()内は裁量階層

以下の方に申込資格があります。

裁量階層とは

- ①申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者が60歳以上又は18歳未満の方のみからなる世帯
 - ②1～4級の身体障害者手帳、療育手帳、1～2級の子通障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含む世帯
 - ③同居者に小学校就学前の方を含む世帯です。
- 本来階層とは、裁量階層以外の世帯です。

収 入 基 準 早 見 表

(給与所得者一人で、老人扶養・障害者控除等を含まない場合)

			入居者1人	入居者2人	入居者3人	入居者4人	入居者5人
区 分	収入基準 月 額	区分	同居又は 扶養親族数 0 人	1 人	2 人	3 人	4 人
本 来 階 層	158,000 円以下	年間 収入	円以下 2,967,999	円以下 3,511,999	円以下 3,995,999	円以下 4,471,999	円以下 4,947,999
		所得	1,996,000	2,376,000	2,756,000	3,136,000	3,516,000
裁 量 階 層	259,000 円以下	年間 収入	円以下 4,563,999	円以下 5,035,999	円以下 5,511,999	円以下 5,987,999	円以下 6,463,999
		所得	3,208,000	3,588,000	3,968,000	4,348,000	4,728,000

(「同居親族控除(同居者1人当たり年額380,000円)」および「給与・年金所得者控除(所得のある者1人当たり年額100,000円)」を含め、入居できる収入の上限を概算したものです。)

『注』 各控除額(1人につき年額)

- ◎ 扶養控除(別居していて入居者が扶養している者) 380,000円
- ◎ 給与・年金所得者等控除(入居者全員のうち給与又は年金所得のある者) 100,000円
- ◎ 老人扶養控除(同居、別居の区別なく扶養親族で70才以上の者) 100,000円
- ◎ 老人控除対象配偶者(同一生計配偶者で、かつ、70才以上の者) 100,000円
- ◎ 特定扶養親族控除(同居、別居の区別なく扶養親族で
16才以上～23才未満の者) 250,000円
- ◎ 障害者控除(入居者〔世帯主を含む〕及び (非重度障害者) 270,000円
別居中の扶養者のうち、該当者) (重度障害者) 400,000円
- ◎ ひとり親控除(世帯主を含む入居者全員のうち該当者) 350,000円
- ◎ 寡婦控除(世帯主を含む入居者全員のうち該当者) 270,000円
- ※ 給与・年金所得者控除、ひとり親控除、寡婦控除は、上記金額を控除上限額とし、所得額が控除上限額に満たない場合は、その額とする。
- ※ 老人扶養控除と障害者控除が重複する場合は、そのいずれかひとつ又は大きい方の金額とする。

— 改良住宅収入基準 — (令和3年7月1日適用)

収入の計算方法

$$\left(\begin{array}{l} \text{入居者及び同居者の過去1年間における総収入額から必要経費（給与所得者の場合は、給与所得控除額）を控除した額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{※（下記『注』参照）} \\ \text{該当する各控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{12} = \begin{array}{l} 114,000\text{円} \\ (158,000\text{円}) \end{array}$$

()内は裁量階層

以下の方に申込資格があります。

裁量階層とは

- ①申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者が60歳以上又は18歳未満の方のみからなる世帯
 - ②1～4級の身体障害者手帳、療育手帳、1～2級の子通障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含む世帯
 - ③同居者に小学校就学前の方を含む世帯です。
- 本来階層とは、裁量階層以外の世帯です。

収入基準早見表

(給与所得者一人で、老人扶養・障害者控除等を含まない場合)

			入居者1人	入居者2人	入居者3人	入居者4人	入居者5人	入居者6人
区分	収入基準 月 額	区分	同居又は 扶養親族数 0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本来階層	114,000 円以下	年間 収入	円以下 2,211,999	円以下 2,755,999	円以下 3,299,999	円以下 3,811,999	円以下 4,287,999	円以下 4,927,999
		所得	1,468,000	1,848,000	2,228,000	2,608,000	2,988,000	3,368,000
裁量階層	158,000 円以下	年間 収入	円以下 2,965,999	円以下 3,511,999	円以下 3,995,999	円以下 4,471,999	円以下 4,947,999	円以下 5,423,999
		所得	1,996,000	2,376,000	2,756,000	3,136,000	3,516,000	3,896,000

(「同居親族控除(同居者1人当たり年額380,000円)」および「給与・年金所得者控除

(所得のある者1人当たり年額100,000円)」を含め、入居できる収入の上限を概算したものです。)

『注』 各控除額(1人につき年額)

- ◎ 扶養控除(別居して入居者が扶養している者) 380,000円
- ◎ 給与・年金所得者等控除(入居者全員のうち給与又は年金所得のある者) 100,000円
- ◎ 老人扶養控除(同居、別居の区別なく扶養親族で70才以上の者) 100,000円
- ◎ 老人控除対象配偶者(同一生計配偶者で、かつ、70才以上の者) 100,000円
- ◎ 特定扶養親族控除(同居、別居の区別なく扶養親族で
16才以上～23才未満の者) 250,000円
- ◎ 障害者控除(入居者〔世帯主を含む〕及び
別居中の扶養者のうち、該当者) (非重度障害者)270,000円
(重度障害者)400,000円
- ◎ ひとり親控除(世帯主を含む入居者全員のうち該当者) 350,000円
- ◎ 寡婦控除(世帯主を含む入居者全員のうち該当者) 270,000円
- ※ 給与・年金所得者控除、ひとり親控除、寡婦控除は、上記金額を控除上限額とし、所得額が控除上限額に満たない場合は、その額とする。
- ※ 老人扶養控除と障害者控除が重複する場合は、そのいずれかひとつ又は大きい方の金額とする。